

青島労働組合別業法

我々が労働者たる者、其の生活の保障を以て、其の地位の改善を以て、其の福利の増進を以て、其の権利の伸張を以て、其の利益の保護を以て、其の生活の向上を以て、其の生活の安定を以て、其の生活の幸福を以て、其の生活の健康を以て、其の生活の長寿を以て、其の生活の楽事を以て、其の生活の満足を得んことを期す。

労働組合は、労働者の利益を代表し、労働者の生活を改善し、労働者の福利を増進し、労働者の権利を伸張し、労働者の利益を保護し、労働者の生活を向上し、労働者の生活を安定し、労働者の生活を幸福にし、労働者の生活を健康にし、労働者の生活を長寿にし、労働者の生活を楽しめ、労働者の生活を満足せしむることを目的とする。

労働組合は、労働者の利益を代表し、労働者の生活を改善し、労働者の福利を増進し、労働者の権利を伸張し、労働者の利益を保護し、労働者の生活を向上し、労働者の生活を安定し、労働者の生活を幸福にし、労働者の生活を健康にし、労働者の生活を長寿にし、労働者の生活を楽しめ、労働者の生活を満足せしむることを目的とする。

労働組合は、労働者の利益を代表し、労働者の生活を改善し、労働者の福利を増進し、労働者の権利を伸張し、労働者の利益を保護し、労働者の生活を向上し、労働者の生活を安定し、労働者の生活を幸福にし、労働者の生活を健康にし、労働者の生活を長寿にし、労働者の生活を楽しめ、労働者の生活を満足せしむることを目的とする。

規約改正 (草案)

- 第一條 本組合は日本労働総同盟岡山縣労働組合と称す
- 第二條 本組合は男女労働者ヲ以テ組織ス
- 第三條 本組合は岡山市内ニ置キ支部ヲ職業別産業別各地各工場ニ置ク
- 第四條 支部組織ハ十名以上ノ組合員ヲ有スル工場別又ハ地域の或ハ職業別産業別ニ組織シ何レノ支部ニモ僑シタル組合員ハ合同支部ニ属ス
- 第二章 目的及事業
- 第一條 本組合ハ一般男女労働者ノ福利ヲ増進スルトシ労働階級ノ解放ヲ期スルヲ以テ目的トス
- 第二條 本組合ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ尤ノ事業ヲ行フ

労働条件ノ維持改善及労働事情調査
 職業紹介
 出版
 法律相談
 其他労働者ノ必要ナル各種ノ事業ヲ行フ

第三章 機関